

告示

埼玉県選管告示第二十四号

令和五年四月九日執行の埼玉県議会議員一般選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

令和五年三月三十一日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡田 昭文

選挙区

制限額

南第一区	草加市	九、六八二、六〇〇円
南第二区	川口市	九、六五六、五〇〇円
南第三区	さいたま市西区	一〇、四二〇、四〇〇円
南第四区	さいたま市北区	九、〇九一、一〇〇円
南第五区	さいたま市大宮区	一二、四七四、二〇〇円
南第六区	さいたま市見沼区	九、六二二、九〇〇円
南第七区	さいたま市中央区	一一、〇六四、七〇〇円
南第八区	さいたま市桜区	一〇、五八五、〇〇〇円
南第九区	さいたま市浦和区	九、六二五、一〇〇円
南第十区	さいたま市南区	一〇、四六八、九〇〇円
南第十一区	さいたま市緑区	一二、七八一、四〇〇円
南第十二区	さいたま市岩槻区	一一、七五七、〇〇〇円
南第十三区	上尾市・伊奈町	一〇、二九九、〇〇〇円
南第十四区	桶川市	九、一七五、五〇〇円
南第十五区	北本市	八、六三〇、一〇〇円
南第十六区	鴻巣市	八、〇五八、二〇〇円
南第十七区	志木市	九、一三九、五〇〇円
南第十八区	新座市	九、六〇八、三〇〇円
南第十九区	蕨市	八、八五一、五〇〇円
南第二十区	戸田市	八、五六一、八〇〇円
南第二十一区	朝霞市	八、七九四、五〇〇円
南第二十二区	和光市	九、六四六、四〇〇円
西第一区	所沢市	九、九五〇、四〇〇円
西第二区	入間市	九、〇四〇、九〇〇円
西第三区	飯能市	九、四八〇、九〇〇円
西第四区	狭山市	九、二一七、五〇〇円
西第五区	ふじみ野市・三芳町	九、一三八、〇〇〇円

西第六区	富士見市	一一、七一〇、〇〇〇円
西第七区	川越市	一〇、〇〇八、六〇〇円
西第八区	日高市	七、七四五、一〇〇円
西第九区	毛呂山町・越生町・鳩山町	八、〇六二、〇〇〇円
西第十区	坂戸市	一〇、八一五、〇〇〇円
西第十一区	鶴ヶ島市	八、八三〇、八〇〇円
西第十二区	東松山市・川島町・吉見町	八、三九一、六〇〇円
西第十三区	滑川町・嵐山町・小川町・ときがわ町	九、三〇二、二〇〇円
北第一区	秩父市・横瀬町・皆野町・長瀬町・小鹿野町・東秩父村	七、三四四、六〇〇円
北第二区	本庄市・神川町・上里町	八、〇七九、八〇〇円
北第三区	深谷市・美里町・寄居町	八、二〇七、〇〇〇円
北第四区	熊谷市	八、四三〇、三〇〇円
東第一区	行田市	九、四八五、三〇〇円
東第二区	羽生市	七、六五四、二〇〇円
東第三区	加須市	七、八二四、〇〇〇円
東第四区	久喜市	九、二一二、五〇〇円
東第五区	蓮田市	八、二六〇、八〇〇円
東第六区	白岡市・宮代町	九、九六〇、二〇〇円
東第七区	春日部市	九、三七九、四〇〇円
東第八区	越谷市	九、八四七、〇〇〇円
東第九区	八潮市	一〇、一八八、三〇〇円
東第十区	三郷市	八、七四三、六〇〇円
東第十一区	幸手市・杉戸町	一〇、五七三、〇〇〇円
東第十二区	吉川市・松伏町	一〇、八四九、一〇〇円